

口 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費 (I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費 (I) <従来型個室>	要介護1 (652 単位) 要介護2 (704 単位) 要介護3 (756 単位) 要介護4 (807 単位) 要介護5 (859 単位)	施設基準の区分による療養環境計算 downstairs 設備基準を満たさない場合
		b 診療所型介護療養施設サービス費 (II) <多床室>	要介護1 (783 単位) 要介護2 (815 単位) 要介護3 (867 単位) 要介護4 (918 単位) 要介護5 (970 単位)	
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(二) 診療所型介護療養施設サービス費 (II) 看護・介護<3:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費 (I) <従来型個室>	要介護1 (562 単位) 要介護2 (608 単位) 要介護3 (654 単位) 要介護4 (700 単位) 要介護5 (746 単位)	診療所療養病床療養環境計算 —60単位 診療所療養病床設備基準計算 —60単位
		b 診療所型介護療養施設サービス費 (II) <多床室>	要介護1 (673 単位) 要介護2 (719 単位) 要介護3 (765 単位) 要介護4 (811 単位) 要介護5 (857 単位)	
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (I) <ユニット型個室>		要介護1 (766 単位) 要介護2 (818 単位) 要介護3 (870 単位) 要介護4 (921 単位) 要介護5 (973 単位)	×70/100
		(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (II) <ユニット型準個室>	要介護1 (766 単位) 要介護2 (818 単位) 要介護3 (870 単位) 要介護4 (921 単位) 要介護5 (973 単位)	
注 身体拘束廃止未実施加算 (1日につき 5単位を減算)				
注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、444単位を算定		
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定		
(3) 初期加算 (1日につき +30単位)				
(4) 退院時指導等加算	(一) 退院時指導加算	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)		
		b 退院時指導加算 (400単位)		
		c 退院時情報提供加算 (500単位)		
		d 退院前連携加算 (500単位)		
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)				
(5) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)			
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)			
(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)				
(7) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)				
(8) 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(I) (28単位)			
	(2) 経口維持加算(II) (5単位)			
(9) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)				
(10) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)				
(11) 特定診療費				

介護予防サービス

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費

- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注			注	注	注
		a介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (558 単位) 要支援2 (698 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +30単位
		b介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (617 単位) 要支援2 (771 単位)					
(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <療養病棟から転換・看護職員常時配置>	a介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)					
		b介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)					
		c介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <療養病棟から転換・看護職員常時配置>	要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)					
	(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <療養病棟から転換・看護職員常時配置>	a介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)					
		b介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)					
		c介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <療養病棟から転換・看護職員常時配置>	要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)					
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)	aユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)	要支援1 (624 単位) 要支援2 (780 単位)					
		bユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	要支援1 (624 単位) 要支援2 (780 単位)					
		cユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)	要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)					
		dユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)	要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)					
	(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <療養病棟から転換・看護職員常時配置>	aユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)	要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)					
		bユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)					
		cユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)	要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)					
		dユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)	要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)					
		eユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)	要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)					
		fユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)	要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)					

注: 特定療養費
注: 療養体制維持特別加算
(3) 栄養管理 体制加算
(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)
(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)
(5) 緊急時施設 設置費
(一) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)
(二) 特定治療

注: 緊急時治療管理と特定治療は、特定療養費と緊急時施設療養費は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ PT・OTによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注					
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護-介護職員の数に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	所在地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	所在地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	夜勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していないユニットにおける体制がある場合	施設基準の区分による減算対象減算しない場合	医師の配置について医師法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) (従来型個室)	要支援1 (534 単位)	-25単位	×70/100										
		要支援2 (667 単位)												
	b. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) (多床室)	要支援1 (618 単位)												
		要支援2 (772 単位)												
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) (看護<6.1>介護<4.1>)	a. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) (従来型個室)												要支援1 (498 単位)
		b. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) (多床室)												要支援1 (582 単位)
														要支援2 (622 単位)
														要支援2 (727 単位)
	(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) (看護<6.1>介護<6.1>)	a. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) (従来型個室)												要支援1 (473 単位)
		b. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) (多床室)												要支援1 (557 単位)
														要支援2 (591 単位)
														要支援2 (696 単位)
(2) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) (看護<6.1>介護<4.1>)	a. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) (従来型個室)	要支援1 (〇〇 単位)												
	b. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) (多床室)	要支援2 (〇〇 単位)												
	a. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) (従来型個室)	要支援1 (〇〇 単位)												
	b. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) (多床室)	要支援2 (〇〇 単位)												
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) (看護<6.1>介護<4.1>)	要支援1 (534 単位)												
		要支援2 (667 単位)												
(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) (看護<6.1>介護<6.1>)	a. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) (従来型個室)	要支援1 (618 単位)												
	b. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) (多床室)	要支援2 (772 単位)												
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) (ユニット型個室)	要支援1 (625 単位)												
	要支援2 (781 単位)													
(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) (ユニット型個室)	要支援1 (625 単位)													
	要支援2 (781 単位)													
(4) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) (ユニット型個室)	要支援1 (〇〇 単位)												
	要支援2 (〇〇 単位)													
(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) (ユニット型個室)	要支援1 (〇〇 単位)													
	要支援2 (〇〇 単位)													
(5) 栄養管理体制作業	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)													
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)													
(6) 療養加算	(1日につき 23単位を加算)													
(7) 特定診療費														

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

- ※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師超過措置減算を適用しない。
- ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注				
(1) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (517 単位)	×70/100	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算 面・幅が設備基準を満たさない場合	利用者に対して送迎を行う場合				
			要支援2 (646 単位)								
		b.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (601 単位)								
			要支援2 (751 単位)								
	(二) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II) 看護・介護<3:1>	a.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (447 単位)								
			要支援2 (559 単位)								
		b.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (536 単位)								
			要支援2 (670 単位)								
	(2) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>						要支援1 (608 単位)	×97/100	診療所療養病床療養環境減算 ――60単位 診療所療養病床設備基準減算 ――60単位	片道につき +184単位
								要支援2 (760 単位)			
		(二) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(II) <ユニット型準個室>						要支援1 (608 単位)			
								要支援2 (760 単位)			
(3) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)										
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)										
(4) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)										
(5) 特定診療費											

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目